

佐世保市監査委員公表第1号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和6年1月24日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆  
佐世保市監査委員 井 上 友



教育委員会 教育機関 分  
市民生活部 分  
子ども未来部 分

# 監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 市民生活部  
支所（早岐、三川内、宮）  
コミュニティセンター（早岐、三川内、宮、南、中部）
- 3 監査の期間 令和5年11月1日（水）～令和6年1月16日（火）

## 4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

## 5 監査の実施内容

令和5年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 佐世保市財務規則第77条第1項にて「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、未使用の領収書綴について領収書綴受払簿で管理がされていなかった。 (三川内支所)

市民生活部において、領収書綴の管理については今回で4年連続した指摘事項である。

規則の再確認を行い、再発防止に努めるとともに、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。